

令和4年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和5年3月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 令和5年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について

議案第5号 大多喜町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定等について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 農地法施行規則第29条第6号に関する農地転用の届出について

報告第4号 軽微な農地改良の届出について

報告第5号 利用権の終了について（農用地利用集積計画）

<出席委員>（9名）

1 番委員：加曾利 益弘

2 番委員：佐川 順一郎

4 番委員：森 紀久嗣

5 番委員：鈴木 孝一

6 番委員：井口 峰幸

7 番委員：小高 康熙

8 番委員：矢代 とみ江

9 番委員：末吉 章二

10 番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員>（1名）

3 番委員：渡邊 さなえ

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 す。 ただ今から、令和 4 年度第 12 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>本日は、令和 5 年最初の令和 4 年度第 11 回総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>新聞記事の中で、北海道等の酪農農家の状況が記載されており、非常に厳しい状況で、廃業が止まらない。ロシアのウクライナ侵攻に端を発した、飼料の価格が高騰し採算が合わない。価格転嫁が進まない生乳の特殊性に加えて、最後の砦として収入を支えていた子牛の価格急落が重くのしかかり、後継者や人手不足、飼料代が高くなり廃業が増えている。22 年度は 1 割の酪農家が生乳の出荷をやめたとの記事でした。</p> <p>これらの内容は、稲作・畑作農家と同じ状況で、このままいくと厳しい状況になると思われませんが、なんとかしていかなければならないと思います。</p> <p>以上であいさつとします。</p> <p>スムーズな進行にご協力をよろしく申し上げます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>1 番の加曾利委員、4 番の森委員にお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p>

(寺 井)	<p>下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号35。所在・地番：下大多喜鶴舞〇〇。地目：畑。地積：144㎡。義務者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/耕作困難であり後継者もいないため売却したい。譲受人/譲渡人の意向を受け、自家消費野菜を作り農地の維持管理を継続して行いたい。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>番号36。所在・地番：大戸朝方〇〇。地目：田。地積：996㎡ 他11筆 合計12筆 6,986㎡。義務者：茂原市東茂原〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/本件土地を相続したが、耕作困難であり譲受人に相談し譲渡することとした。譲受人/土地を購入し、規模拡大を計画している。権利内容：売買による所有権移転。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては3頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号、番号35については、末吉委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
末 吉 委 員 (9 番)	<p>議案第1号、番号35について、1月25日9時頃事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地の隣には、譲受人の工場が建っております。</p> <p>現況は、保全管理されており畑として維持管理されるとのことなので、問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号35について許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
議 場 議 長	<p>異議なしと認め、番号35につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号36については、私が現地調査を担当したので報告をしま</p>

<p>(渡辺会長)</p>	<p>す。</p> <p>譲受人の状況について、説明します。</p> <p>譲受人の両親は、昭和40年代に大多喜町に転入し、椎茸栽培を主に営んでおり、近年動物による被害で椎茸栽培が思うようにいかず、15年前位からブルーベリー栽培を始めております。</p> <p>10年前位から、譲受人も農業を営むようになり、家族経営をしております。</p> <p>筆数が多くありますが申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地については、現在も譲受人が管理等を行っております。</p> <p>譲渡人から相談を受け、椎茸の収穫が落ち込んでいるため、主要作物を変えようという考えもあり、譲り受けることとなったとのことです。</p> <p>現状は、ブルーベリーが栽培されている場所や栽培されていない場所がありますが、今後は一部を除き果樹を植えていき、一部は田んぼとして利用するとのことでした。</p> <p>草刈り等もされておりました。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>資料の航空写真で農地の一部に屋根が見えるようですが。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>農業用の倉庫が建っておりましたが、正確な境界がわからないため、農地に立っているのかは地籍調査が終わった時点での判断となると思います。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>農地に建っていたとしても、農業用の倉庫ということなので、届出が出ていけば問題は無いと思います。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>周辺の農地の人には説明はしてあるのでしょうか。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>説明はしてないです。</p> <p>農地として利用するので問題はないと思います。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>耕作されている農地に、影響があることはないのでしょうか。</p>

<p>小高委員 (7番)</p>	<p>それは大丈夫だと思います。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号36について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号36につきましては許可することで決定いたします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>4頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第4条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>番号4-2。所在・地番：泉水城前〇〇番。地目：田。地積62㎡他2筆 合計3筆 531㎡。農地種別：2種。農用地区域外。権利者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇。事由：平成16年に申請地を相続したが、長期間保全管理状態にあった土地の有効利用を図るため、太陽光発電施設の設置を計画した。発電施設の設置は整地後に行う。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号2については、小高委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>議案2号番号2について、1月27日の午後3時30分から事務局及び申請者の代理人と現地調査を行ってききましたので報告します。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>この案件は、令和3年8月6日の総会で審議され、許可相当と判断し、県に進達しましたが、今回の申請の土地は、すべてが利用されないため分筆していないということで、不許可となった案件です。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となり</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ます。 隣接地は、申請者の土地です。近隣には民家もなく問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 場 議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号2について許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 場 議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号2につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号5-20。所在・地番：平沢大原〇〇番。地目：田。地積1,415㎡。農地種別：2種。農用区域外。権利者：横浜市都筑区川和台〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇氏。事由：横浜市で主に海外の取引先を対象とした日本市場への広告業及び広告代理店業を行っているが、令和4年8月に新たな事業として、大多喜町平沢1616-4にグランピング&リゾート宿泊施設を開業した。その際に、今回申請地にも将来的に同様の宿泊施設の建築を計画していたが、まずはスモールスタートでの開業とした。</p> <p>予約状況も良く、令和4年度はふるさと納税の返礼品の申請後、10月中旬から年末までに680万円分が購入されるなど、今後の宿泊者の増加見込みがあるため、既存施設の隣接地である申請地を取得し、宿泊施設1棟と、既存の宿泊施設の顧客の満足度向上に向け、要望の多かったサウナ施設1棟の建築を行いたい。転用を伴う所有権移転、始末書付き。</p> <p>始末書については、現在ある宿泊施設を雑種地に建てたつもりでしたが、境界が分からりづらく、農地にも建設してしまったために提出されたものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号5-20については、渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたが欠席のため事務局で報告をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>議案3号番号5-20について、1月27日の午後2時から渡辺委員、事務局及び申請者と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。 隣接の雑種地に宿泊施設があり、今回の申請地に増設をしたいとのことです。 現地は、柿の木が植えてあり保全管理がされており、近年は収穫等がされていない状況です。 計画は、計画図のとおりとなっております。 周辺に農地はありません。 排水は、合併浄化槽を設置し適切に処理されるようです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>始末書が提出されておりますが、どこの部分なのでしょうか</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>土地利用計画図にて説明。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>悪意があって、建てたのではないのですね。</p>
<p>井 口 委 員 (6 番)</p>	<p>境界が分からずに建ててしまったということです。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>事由の中にふるさと納税のことがありますが、大多喜町のふるさと納税の返礼品ということですか。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>そのとおりです。</p>

事務局 (寺井)	排水は、ダムにつながっているのですか。
井口委員 (6番)	ダムにつながっています。
事務局 (寺井)	ダムは飲料水用ではないですね
井口委員 (6番)	飲料水用ではないです。
事務局 (寺井)	ダム管理者には許可を得ているのでしょうか。
議長 (渡辺会長)	既存の施設でも、排水しておりますので相談はしているとのこと。
事務局 (寺井)	他に質問はありますか。
議長 (渡辺会長)	———— 「なし」の声あり ————
議長	それでは特にご質問がないようですので、番号20について許可することとしてご異議ございませんか。
議長 (渡辺会長)	———— 「異議なし」の声あり ————
議長	異議なしと認め、番号20につきましては許可することで決定いたします。
議長 (渡辺会長)	続きまして議案第4号「非農地判断について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (寺井)	6頁をご覧ください。 議案第4号「非農地判断について」 次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>番号4-16。所在・地番：船子牛渕〇〇番。登記地目：畑。変更地目：山林。地積：191 m²。農用地区域。所有者：流山市三輪野山〇〇番地〇〇〇〇氏。航空写真による確認：山林。利用状況調査結果：再生困難。現地確認：山林。最終判断：山林 事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号4-16番につきましては、井口委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p> <p>番号16について、1月27日に事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
<p>井 口 委 員 (6 番)</p>	<p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となり、夷隅川に面した畑地です</p> <p>現況は、最大幹回り3m位の樹木が6本生えており、20年以上前から、非耕作地となっております。隣接地も農地として利用されておられません。</p> <p>私の意見として、非農地として判断しました。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 場</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号16について非農地とすることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 場</p>	<p>異議なしと認め、番号16につきましては非農地とすることで決定いたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>続きまして議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>7頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和5年2月9日 <p>整理番号 4-56。①利用権を設定する土地・利用権の条件：粟又居廻〇〇番 2,029 m²。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：10,000 円。②利用権設定の期間：4年0か月。令和5年2月8日から。期間満了の日/令和9年2月7日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：船橋市夏見台〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町粟又〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p> <p>整理番号 4-57、58 は更新の案件です。</p> <p>整理番号 4-59。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜長沢〇〇番他 1 筆 合計 2 筆 2,477 m²。地目：田。利用計画：水田として利用。借賃：米 90 kg。②利用権設定の期間：10年0か月。令和5年2月8日から。期間満了の日/令和15年2月7日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：神奈川県横浜市金沢区乙舳町〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p> <p>整理番号 4-60、61 は新規及び更新の案件です。</p> <p>整理番号 4-62 から 4-76 は新規の案件で 4-59 から 4-76 までの借受人は同一の方です。</p> <p>整理番号 4-77 は更新の案件です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長</p>	<p>ご質問がないようですので、4-56～4-77については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、4-56～4-77について原案のとおり決定することとします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第5号については以上です。</p>

(渡辺会長)	<p>続きまして議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定により定めた、別段の面積の廃止について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (寺井)	<p>「農地法第3条第2項第5号の規定により定めた、別段の面積の廃止について」農地法第3条第2項第5号の規定により定めた、別段の面積の廃止の告示について、その可否について意見を求める。</p> <p>大多喜町農業委員会告示第 号 農地法第3条第2項第5号の規定により定めた、別段の面積(10アール)を廃止するため、次のように公示する。令和5年2月 日 大多喜町農業委員会会長 渡辺 忠洋 1 廃止日 令和5年4月1日 農地法の改正により下限面積が撤廃されるため、大多喜町で定めた下限面積を廃止するものです。 事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>公示とはどのようにするのですか</p>
小高委員 (7番)	<p>町内5か所の掲示板に張り出します。</p>
事務局 (鈴木)	<p>広報には載せないのでしょうか。</p>
小高委員 (7番)	<p>掲載予定です。</p>
事務局 (鈴木)	<p>下限面積は決めなくて良いのですか。</p>
矢代委員 (8番)	<p>農地法の改正により、下限面積はなくなります。</p>
事務局 (鈴木)	<p>他に質問はありますか。</p>
議長	<p>————— 「なし」の声あり —————</p>

<p>(渡辺会長) 議 場</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第 6 号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議 場</p>	<p>異議なしと認め、議案第 6 号について原案のとおり告示することとします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>21 項をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」</p> <p>下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。</p>
	<p>番号 4-33 所在・地番：三又台〇〇番。地目：畑。地積：985 m²他 9 筆で合計 10 筆 6,146 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 12 月 19 日。権利者：大多喜町三又〇〇番地 〇〇〇〇氏。</p> <p>他、4-47 まで 15 件の届け出がありました。</p> <p>報告第 1 号は以上です</p>
	<p>報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」</p> <p>下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。</p> <p>番号 7。所在・地番：大戸行立〇〇番。地目：田。地積：231 m² 他 6 筆 合計 7 筆 3,614 m²。貸付人：茂原市東茂原〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇氏。</p> <p>報告第 2 号は以上です</p>
	<p>報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p> <p>番号 16。所在・地番：三又外原〇〇番。地目：畑。地積：69 m² 他 1 筆 合計 2 筆 469 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/昭和 45 年月日不詳。元地番三又〇〇番地（地目：畑）から分筆した照会地の現況は、〇〇番地については進入路、〇〇番地については物置及び車</p>

庫が建築されていた。照会文書に添付されていた補足・特記事項によると、原因日付は本人申述により昭和45年月日不詳との事であり、町税務住民課の情報では、隣接地556-2に建築されている物置が昭和45年から現況課税されており、母屋は昭和46年に屋根替えされている記録があったため、少なくともそれ以前から建築、現況課税されており、それに伴って進入路部分も整備されたと考える。従って照会地の現況が変化してから50年以上が経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答する。土地所有者の住所・氏名：東京都調布市深大寺東町〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第3号は以上です

報告第4号「農地の使用貸借の解約通知について」下記のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号3。所在・地番：下大多喜長沢〇〇番。地目：田。地積：821㎡他7筆 合計8筆 8,671㎡。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第4号は以上です

報告第5号「基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。

番号4-11。所在・地番：下大多喜西谷〇〇番。地目：田 他2筆 合計3筆。地積：4,181㎡。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。解約事由 期間満了による。

報告第5号は以上です

報告事項は以上となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

続きまして議事日程6「その他」に入ります。

事務局
(鈴木)

ありません

議長
(渡辺会長)

他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長
(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 3 時 5 0 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月7日

議 長

渡 辺 忠 洋

署名委員

森 紀久嗣

署名委員

加 曾 利 益 弘